

伊勢原市制施行50周年記念事業冠等の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市制施行50周年記念事業基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき実施する記念事業等で使用する冠、キャッチフレーズ及びロゴマークの使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(著作権)

第2条 キャッチフレーズ及びロゴマークの著作権は、伊勢原市(以下「市」という。)に属する。

(冠、キャッチフレーズ及びロゴマークの種類)

第3条 使用できる冠の種類は、次に掲げるものとする。ただし、伊勢原の文字を省略することができる。

- (1) 伊勢原市制施行50周年
- (2) 伊勢原市制施行50周年記念
- (3) 伊勢原市制施行50周年記念事業

2 使用できるキャッチフレーズ及びロゴマークの種類は、次に掲げるものとする。

- (1) キャッチフレーズ つながる つなげる 伊勢原のひとコマ
- (2) ロゴマーク 別図のとおり

(対象事業)

第4条 冠及びキャッチフレーズ並びにロゴマーク(以下「冠等」という。)の使用の対象となる事業は、基本方針に定める記念事業の目的に寄与し、第1号から第4号までのいずれかに該当する事業で、第5号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市、行政委員会又は市議会が行う事業
- (2) 官公庁又はこれに準ずる団体が行う事業
- (3) 市内に活動拠点を有する個人、団体又は企業が行う事業
- (4) その他市長が適当と認める事業
- (5) 次の要件を満たす事業

ア 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがないこと。

イ 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。

ウ 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがないこと。

エ 特定の個人又は団体の宣伝若しくは信用を高める行為に使用し、又は使用するおそれがないこと。

オ 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれがないこと。

カ 公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。

キ 市長が不適當と認めないこと。

(使用期間)

第5条 市長が冠等の使用を承認する期間は、冠等の使用を承認した日から事業が終了する日又は令和3年12月31日までとする。

(使用の申請)

第6条 冠等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市制施行50周年記念冠等使用（変更）承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市、行政委員会又は市議会が使用する場合
- (2) 官公庁又はこれに準ずる団体が使用する場合
- (3) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (4) その他市長が認める場合

(使用の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、使用の可否を伊勢原市制施行50周年記念冠等使用（変更）承認通知書（第2号様式）又は伊勢原市制施行50周年記念冠等使用（変更）不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、冠等の使用を承認する場合、必要に応じて条件を付することができる。

(使用上の順守)

第8条 前条第1項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークについては、別表に規定する指定された形状、色等を使用すること。
- (2) 使用承認を受けた使用目的及び使用方法のみに使用すること。
- (3) 使用承認された使用权を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用承認の変更)

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、伊勢原市制施行50周年記念冠等使用（変更）承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を伊勢原市制施行50周年記念冠等使用（変更）承認通知書又は伊勢原市制50周年記念冠等使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用承認を取り消し、冠等の使用の差止め、冠等を用いた作成物の回収等の必要な措置を求めることができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき、又は違反することが判明した場合
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合

(3) 市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合は、伊勢原市制施行50周年記念冠等使用承認取消通知書（第4号様式）により使用者に通知するものとする。

（責任の制限）

第11条 市は、前条の規定により使用承認を取り消した場合における措置に要する経費、損害その他一切の責任を負わない。

2 使用者が冠等の使用によって第三者に対して損害を与えた場合でも、市長は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第12条 冠等の使用の承認に係る事務は、企画主管課において行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、冠等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年2月4日告示第6号）

（施行期日等）

1 この告示は、令和2年3月1日から施行する。

2 この告示は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の適用については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別図（第3条関係）

【カラー版】



【モノクロ版】



第1号様式（第6条、第9条関係）

伊勢原市制施行50周年記念事業冠等使用（変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）
伊勢原市長 殿

（申請者）

住所又は所在地： _____

団 体 名： _____

代 表 者 氏 名： _____ 印

担当者(連絡先)： _____

電 話 番 号： _____

伊勢原市制施行50周年記念事業冠等を使用（変更）したいので、次のとおり申請します。

事業名	
事業目的 ・概要等	
実施場所	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用冠等	<input type="checkbox"/> 伊勢原市制施行（50周年・50周年記念・50周年記念事業） ※「伊勢原」省略可 <input type="checkbox"/> キャッチフレーズ <input type="checkbox"/> ロゴマーク（市ホームページからダウンロード）
添付書類	企画書等（実施要項、パンフレット等）
備 考	<input type="checkbox"/> PR物品の貸出し（記念のぼり旗 本） ※10本まで貸出し可 <input type="checkbox"/> 広報いせはらへの掲載 <input type="checkbox"/> 市ホームページへの掲載

第2号様式（第7条、第9条関係）

伊勢原市制施行50周年記念事業冠等使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

伊勢原市長 高山 松太郎

年 月 日付けで申請のあった伊勢原市制施行50周年記念事業冠等使用（変更）承認申請について、次のとおり承認します。

承認番号	第 号
事業名	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用冠等	<input type="checkbox"/> 伊勢原市制施行（50周年・50周年記念・50周年記念事業） ※「伊勢原」省略可 <input type="checkbox"/> キャッチフレーズ <input type="checkbox"/> ロゴマーク（市ホームページからダウンロード）
使用条件	
備考	<input type="checkbox"/> PR物品の貸出し（記念のぼり旗 本） ※10本まで貸出し可 <input type="checkbox"/> 広報いせはらへの掲載 <input type="checkbox"/> 市ホームページへの掲載

留意事項

- （1）伊勢原市制施行50周年記念事業冠等の使用に関する取扱要綱に基づく使用をしてください。
- （2）貸与物品は、事業完了後速やかに返却してください。

（事務担当は、 ）

第3号様式（第9条関係）

伊勢原市制施行50周年記念事業冠等使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

伊勢原市長 高山 松太郎

年 月 日付けで申請のあった伊勢原市制施行50周年記念事業冠等使用（変更）承認申請について、次の理由により承認できません。

理 由	
-----	--

（事務担当は、 ）

第3号様式（第10条関係）

伊勢原市制施行50周年記念事業冠等使用承認取消通知書

年 月 日

様

伊勢原市長 高山 松太郎

年 月 日付け承認番号第 号で承認した伊勢原市制施行50周年
記念事業冠等使用について、次の理由により承認を取り消します。

理 由	
-----	--

（事務担当は、 ）